

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和6年12月10日（火） 9:58～11:21

【場 所】 奥州市役所7階 委員会室

【出席議員】 (27名)

菅原由和 加藤清 宍戸直美 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
佐々木友美子 小野優 東隆司 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 飯坂一也 阿部加代子 中西秀俊
菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 佐藤美雪

【途中退席】 なし

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長 高橋教育長

二階堂政策企画部長 浦川総務部長 高橋福祉部長 高橋教育部長

梅田総務課長 千田福祉課長 松戸教育総務課長

八重柏総務課長補佐 菊池総務課長補佐 工藤福祉課長補佐

小野寺教育総務課長補佐

鈴木議会事務局長 菊池議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹



【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

- ① 水沢中学校新校舎の供用開始時期の見直しについて
- ② 低所得者等冬季特別対策助成事業の実施について
- ③ 岩手県人事委員会勧告に伴う給与改定等について

(2) 報告事項

- ① 岩手県競馬組合議会定例会(11/27) 報告者:小野 優 議員
- ② 岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会(11/26) 報告者:今野裕文 議員

- 4 その他
- 5 閉 会



【概 要】

- 1 開会 (略)
- 2 挨拶 (略)
- 3 協議

(1) 説明事項

○議長（菅原由和君） ありがとうございます。

本日の全員協議会は、1番、佐藤美雪議員から欠席届が出されております。

それでは、早速3の協議に入ります。

(1)説明事項の①、水沢中学校新校舎の供用開始時期の見直しについて、説明をいただきます。

高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 教育委員会でございます。

教育委員会から、水沢中学校新校舎の供用開始時期の見直しについてご報告をさせていただくものでございます。見直しの内容につきまして、担当より説明させていただきます。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） それでは、私から説明をさせていただきます。

水沢中学校校舎供用開始時期の見直しについて、現在、建設中の水沢中学校の新校舎につきまして、令和7年8月、2学期からの供用開始を目指しておりましたが、工事の遅れ等が見られることから、令和8年1月、3学期からの供用開始とする見直しが必要となったものでございます。

見直しの理由です。

まず、(1)、建築工事の工期の見直しについてでございます。

建築工事の工期は、令和5年9月29日から令和7年7月19日となっておりますが、次の理由等によりまして、3ヶ月半程度の遅れが見込まれるというものでございます。

まず、①、土壌が泥土状態でその対応に期間を要したものであるということでございます。

基礎を造るために土を掘る工事を実施した際に、建築発生土は埋め戻しする計画でございましたが、泥土のために埋め戻しに適さず、処分することに変更したため、段取りの変更が生じて遅れが生じたものでございます。

また、重機の作業動線となる地盤も泥土を改良しないと次の工程に影響を及ぼすため、改良作業が必要となりました。

当初計画に含まれていなかった地盤改良作業が追加になったことにより、工程にひずみが生じ、遅れが生じたものでございます。

次に、天候の影響でございます。

6月中旬から気温、湿度が高い日が続きまして、熱中症対策として、作業員に1時間おきに休息を取らせました。休憩時間を、休憩時間を多く取ることによりまして、1日当たりの作業時間が減少したものでございます。

今年の猛暑につきましては、東日本では統計開始以降、1位タイの高温という気象状況でございまして、熱中症の症状で搬送された作業員もおりまして、無理をさせることは危険な天候でございました。

また、コンクリート打設、鉄骨を組んで生コンクリートを型枠に流し込む作業ですけれども、こちらの予定日が、雨天の場合は打設を中止せざるを得ないということが生じ、近い日にちでの調整がつかず、別の工区に予定していた日に打設をするというような、そういうやむを得ない状況が続いたものでございます。

次に、3番目の職人不足等による日程調整が困難となったことでございます。

コンクリート打設の工程におきまして、生コンプラント、生コン車、打設工、左官工など、関係車両や職員の確保が想定以上に困難だったということでございます。

職人不足の対応については、鉄筋業者につきましては2者体制、型枠業者については5者体制で工事を進めておりましたが、作業員の確保が想定以上に厳しかったというものでございます。

なお、①の泥土の内容につきましては、今年の6月議会の事業費増の契約変更に係る専決処分をさせていただきます。

その時点では、工期内での調整が可能と見込まれておりましたが、その後の天候の影響等による作業時間の減少や、想定以上の職人不足の影響、こういったものが重なり合いまして、遅れが大きくなったものでございます。

この間、現場では、工事を進めるために、工事を止めないように工程表を見直したり、先に、当然のことですけれども、地盤が安定している良好な工区で工事を進めながら、その間に泥土の工区の安定処理をするなど、対策といたしますか、そういう対応をして参りました。

また、この間に先行してできるところ、そういったものを進めるなど、できるだけ影響を抑える対応を現場で調整しながら努力したところでございますが、今回の遅れに繋がったというものでございます。

令和6年9月現在で2ヶ月の遅延、そしてさらに今後もこの職人不足というのはなかなか解消で

きない状況でございまして、1ヶ月程度の遅れが見込まれるというところでございますが、この今後の人数不足、職人不足につきましても、できる限りの対応をして、遅れが出ないようにということで現場の方には伝えるようにしているところでございます。

続きまして、引き渡しから供用開始までのスケジュールの見直しでございます。

こちらの方の理由は、次の理由によって、1ヶ月半程度を追加したものでございます。

まずは、教職員の業務の過度な集中を避けるため、冬休み中の引っ越し作業と見直しています。

続きまして、環境測定ですが、こちらを1週間に2回する当初計画でございましたが、こちらの方を工程を精査しまして、2週の2回と見直しをしております。

資料2枚目、2ページ目です。

こちらが、供用開始までのスケジュールです。

青いグラフが当初計画、そして、紫というかピンクが見直し計画、そして、緑が予備スケジュールということです。

当初計画の建築工事、完成検査は令和7年7月中旬でございましたが、約3ヶ月半の工期の遅れにより、見直し後が令和7年10月末となっております。

そして、環境測定、引っ越し等につきましては、当初計画では令和7年7月中旬から8月中旬までの約1ヶ月でございましたが、見直し後は、令和7年11月から令和8年1月中旬までの2ヶ月半としまして、令和8年1月中旬、3学期からの供用開始に見直しております。

当初計画の環境測定、引っ越し等は、1ヶ月間で環境測定を1測定1週間で2回程度と見込み、合わせて、この期間で引っ越しを行おうとするものでございましたが、見直しの計画では、環境測定の業者等に確認しまして、必要な日数、それから、あわせて引っ越しも教員の負担集中、こちらを配慮して、冬休み中として2ヶ月半としたものでございます。

予備スケジュールとしまして、環境測定値が超過した際、1ヶ月半の対応期間を設けて、供用開始をこのときは2月下旬とするものでございます。

なお、今後大雪や大寒波、そして職人不足の深刻化等による工事の遅れですとか、あとは、環境測定で複数回超過したというような場合は、再度の見直しが必要になるという可能性もございます。

続きまして、3の周知・変更契約でございます。

供用開始の見直しにつきましては、本日、中学校の方には、保護者宛の通知をする予定としております。

そして、今回の変更は、今回の議会では上程はございませんが、今後、事業費等精査の上、工期も見直して早い時期に議会の方にお諮りできるように進めたいと思っております。

そして、4、新校舎建築後のスケジュールです。

校舎建築後は、旧校舎の解体を令和8年度に、そして、グラウンド・外構工事が令和9年度にとこの形で予定するものでございます。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ございましたら、ご発言願います。

7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 7番、佐々木です。大きく分けて3点、質問いたします。

1点目は、2ページの3番、今日のことが今日で、もう学校に文書が行ってしまったんだと思うんですけども、保護者に対する通知文書の一言一句、学校とのすり合わせ、確認はされたのかということをお尋ねしたいと思います。

2点目は、この変更について、詳細を、学校との協議がきちんとなされたのか、その学校が検討する時間があるのかという結論なのかというのが2点目です。

それから、3点目は、環境測定、この間、江刺ひがしこども園の例がありましたけれども、業者の測定にプラス、奥州市独自の測定も含めて、十分なスケジュールの余裕があるのかという3点を聞きたいと思っております。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） それではまず、保護者宛文書の学校とのすり合わせでございます。

保護者宛の文書につきましては、学校と調整しまして、内容をお知らせするというようにしてい

るところでございます。

また、2つ目ですが、このスケジュール的な部分ですけれども、スケジュールにつきましても、学校と調整しまして、この日程ということですり合わせたものでございます。

そして、3つ目、環境測定に余裕を持っているかということでございますが、一応この当初の期間よりも多めにといいますか、業者の方を確認しまして、必要とされる日程を含んだ形でこの日程を組み直しているものでございます。

さらに、それでもまだ、環境測定に影響があった場合には、予備スケジュールというような形としております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 3点目は、了解いたしました。

1点目ですが、すり合わせる作業、予定です、つもりですみたいに言いましたが、もう今日ですけれども、これからすり合わせて、午後配布なんでしょうか。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長

○教育総務課長（松戸昭彦君） こちらについては、まだ、配布はしておりませんで、配布の方法は、文書そのものもマチコミを使って行おうと思っております。

こちらの文書、これから作成、作成というか確認ということでございます。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 1点目についてなぜ質問したかといいますと、もし、来年の3学期から供用開始でその前段に引越し作業ということになりますと、やっぱり、一番不安を感じるのは、今の2年生の保護者、それから生徒、来年の3学期に受験を迎える3年生の保護者と生徒さんが不安になられると思います。

なので、文書表現について神経を使っていたきたいなという思いで質問いたしました。

中学校は特に、教育長さんも中学校の経験の方ですのでよく分かると思うんですが、3学期はやっぱり3年生にものご配慮を、インフルエンザも感染しないように触れ合わないようしたり、静かに勉強ができるようになってというような配慮を学校全体でやるわけで、ご家庭でもそうだと思うので、その辺の不安っていうのは、文書をいただいた保護者の方はすぐに反応されるのではないかなということで、お聞きした内容でした。

それから、2点目の学校との協議については、私はこのピンクのスケジュールを見たときに、7月・8月の1ヶ月間と、12月・1月の1ヶ月間では大きく違いまして、市役所と同様に学校も年末・年始は一斉に休暇になります。

そして、特に中学校はもう1月4日から先生方が出勤をして、2月には私立の高校の受験等も始まりますので、1月は1月スタートから休みなく、3学期はフル回転という状況ですので、この12月から1月の1ヶ月間を、何日間をどう先生方に手伝ってもらって引越すのかなっていうことを考えますと、現実的にかなり厳しいというふうに思いましたし、もし万が一、緑の方に行ったときに、今言った3年生の受験が、まさに2月のところにぶつかるわけですけれども、その辺の不安をどう解消するかっていうところ、今日は残念ながら学校教育課の方々はおいでになってないので、その教育活動の関連や教職員の動き方の関連の直接の担当者がいらっしゃらないんですけれども、部長さん・教育長さんいらっしゃいますので、その辺のやっぱり学校の内部のこのすり合わせっていうものもすごく重要じゃないかなって思って、非常に心配をしているところです。

それから、教職員の働きに配慮したってということですが、ご存じのとおり、2学期までの土日の振替休日が取れずに冬休み中にそれを取ってくださいというのが、学校教育課指導の健康配慮の指示で管理職の方々は言われていると思いますので、教職員が通常中学校で全員そろうのは3学期の始業式が初めてという中で、何月何日にどういう作業を学校にやらせるのかなっていうあたりの詳細は、やはり詰めて精査したほうがいいと思いましたが、今までの統合や、新設校の例を見ましても、合併前よりは、かなり学校やPTAにお願いすることが増えていて、ボランティアの手配とか業者の手配、それから、例えば敷地内であっても人では運べない備品等の車の予算とか、そういうことも詳細に詰めないで、この年末年始の1ヶ月での引越しているというのは、かなりのプロ

フェッショナルなことになると思うので、その辺の詰めはされていらっしやっつてのスケジュールかっつていうことをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 今、細かい詳細をということでございました。

今、お話あったようにこの期間、学校の先生、それから生徒さんたち、いろいろ心配といいますか大変な時期でございます。

実際、引っ越しに当たりましては、具体的な動きとか時間帯といいますか、そういったものは詳細に決めて、今後、遅れのないようにといたしますか、対応して参りたいと思っております。

先ほどの繰り返しにもなりますが、一応このスケジュール的なところ、この入試の話とかも話題として出ました。ですので、そういったところも十分加味して、実際に引っ越しをする際には、丁寧に、遅れのないように、詳細に詰めて作業していきたいと、学校ともきちんと、詰めながら進めていきたいと思っております。

○議長（菅原由和君） 13番、小野寺満議員。

○13番（小野寺満君） 13番、小野寺満です。2点質問いたします。

すいません、私ちょっと分からないので、環境測定というのは、どのような検査というか、測定をするのか。江刺ひがしこども園のときもあったんですが、認識不足でしたので、その内容を教えていただきたいと思っております。

あと、2点目は、4の新築後のスケジュールということであるんですが、体育館についてはどのような、今の現時点で結構ですので、スケジュールになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） まず、1点目の環境測定でございます。

こちらにつきましては、VOC測定、それからTVOC測定です。

こちらのVOC検査でございますが、こちらにつきましては、13品目の環境に影響があると思われる揮発性物質を測定するというものでございます。

それから、2点目の体育館でございますが、体育館につきましては、今回の校舎と体育館は同じ建物の中に、体育館が校舎にくっついているって言うたらいいんでしょうか。通常だと、渡り廊下があつて体育館に行くようなイメージなんですが、今回の水沢中学校は、校舎と通常の廊下を挟んで体育館があるというような、建物としては1つの中に教室、体育館という形なので、完成は一緒でございます。

○議長（菅原由和君） 小野寺満議員。

○13番（小野寺満君） 1点目につきましては、いずれ建築して、いろいろ塗って、コーティングするわけですから、それによって、その施設の中の空気の状態が基準値を下回っているか、超えているかっつていう検査ということですね。

あとそれから、体育館は校舎と同じっつていうことですので、結局、令和8年の1学期にはもう出来ているということの解釈でよろしいですか。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 令和8年1月の3学期に出来ているということです。

○13番（小野寺満君） ありがとうございます。

○議長（菅原由和君） 22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 22番、阿部加代子です。

建築工事、工期の遅れについて、説明が1、2、3とされておりますけれども、それらについて質問させていただきます。

まず、土壌の件ですけれども、本来、杭を打って、土壌調査されると思うんですけれども、建設のときに、その場所は杭から外れていたということなのでしょう。

面積に対して大体、何本打たなければならないというのが決まっていると思っておりますけれども、きっちり、その調査を行われたのかお伺いをしたいと思います。

それから、天候の件です。

熱中症対策として、作業員には1時間おきの休息を取らせたということですが、熱中症に

つきましては近年の夏の暑さに関しましては、もう予想ができていたと思います。

それで、1時間おきに休息を取らせただけにもかかわらず、搬送された作業員がいたということにつきましては、ただの休息だけではなく、作業員の方々に、例えば、体を冷やすとか、飲み物を飲むとか、例えば作業服、今は涼しくなるような扇風機が入った作業服等がございますけれども、そういう配慮、または、場所っていうんですか、クーラーの効いたそういう場所、または車を設置するというふうになっていると思いますけれども、そのような配慮がなされていなかったのかお伺いをしたいと思います。

それと、コンクリート打設の予定日に雨天となりとありますが、今の天気予報、大変精度が良くなっておりますので、ある程度、その日が雨天になることも予想しながら工事を進めるのではないかと思うんですけれども、そのあたりについて。

それと、職人不足です。

工事を受けた段階で、職人さんをしっかり押さえておくということ、これは基本中の基本で、どうして普通のことができなかったのかということが問題かと思えます。

しっかりと工期が定められております、入札の段階で。

それを超えるということになるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） それでは、まず、1点目の土壌の調査でございます。

こちらにつきましては、地盤が安定しているか、地盤の強度が大丈夫かということでこの地質調査については、ボーリング作業を行っております。

その際には、土地の強度を測定しますが、水・泥土の地質の状態、そういったものはまた別な試験となりまして、それは地質試験という形になりますが、こちらについては、工事の中ではマストではない関係で、地質試験の方は行っておりませんでした。が、強度の部分に関わる地質調査、これは、ボーリング調査できちんと行っているところでございます。

ですので、泥土の状態がその時には分からなかったというものでございます。

次に、環境への配慮ということでございます。

こちらにつきましては、作業員が、夏の暑さを見越して休憩を取りながら、作業員が実際に搬送されたということですが、こちらはその1時間ごとの休憩の対処を取る前でございました。

ですので、そういった状況もありましたので、熱中症対策をしながら、1時間おきの休養を取って作業を行ったということで時間を要したものでございます。

次に、職人不足でございます。

こちらにつきましては、ある程度予測といえますか、今この職人さんの手配っていいですか、その状況が2ヶ月先ぐらいままでを見越す、その人を押さえるのに2ヶ月程度かかるという状況だそうでございます。

ですので、仮に予定を組んだ日にちが雨になってしまうと、その作業をする2、3日前とかに、1週間前に雨になりそうだからということで、予定を変えることができるかっていうとそこがなかなか難しいということのようでもございました。

あとは、打設の部分について、予測しながらということですが、こちらについても、天気についてはそのとおりでございますし、人の不足も影響して、打設の日程も遅れてしまったというような内容でございます。

○議長（菅原由和君） 阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 阿部です。

まず、地質調査に関しましては、これだけの学校を建てるというところでやらなくてもいいんですか。子供たちの安全・安心のための学校なんですけれども、地質調査はやらなくてもいいということなのか、お伺いします。

それと熱中症対策ですけれども、教育委員会できちんと確認されていますか、作業現場を。作業員さんがきちんとお休みされているかどうかということをお伺いして、教育委員会としても、確認されていないんじゃないですか、もしかすると。

お休みを取っていただくのももちろんそのとおりでございますけれども、どういうお休みの取り方

をしているか、また、その作業員さんが体を、きちんと冷やすとか、そういう作業着を着ているとかですね。やっぱり、確認を取るべきじゃないでしょうか、お伺いをします。

それと、職人さんの件ですけれども、今大変足りないということで、どこの現場でもお話が出ているみたいですが、受けたんですよ、工事を。しっかり、作業員さんを確保するということが当たり前なことではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） それでは、地質検査の部分でございます。

地質検査はもちろん、これはやらなければならないものでございます。

地質試験の分でございますが、この土地の粘着土とか、そういった部分を調べるのは、こちらについては、法的にといいますか、これは事業的にはマストではないということで、こちらの方はやっていない状況でございます。

あとは、現場の確認でございます。

こちらについては、毎週といいますが、毎日現場にはもちろん行けないんですけれども、工程会議も定期的でございますので、その際とか、あとは、それ以外にも、現場管理人の方から、いろんな情報共有とかありますので、現場の方には足を運んでいるところではございます。

あとは、人の確保、職人の確保でございます。

こちらについては、これまでの対応はこのとおりでございましたが、今後についてはできる限り対応できるように、可能な範囲でということにもなってしまうかと思いますが、業者の方にもきちんと協議しながら、話しながら、対応できる限りのことをして参りたいと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） 阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 阿部です。

入札時の工期の遅れに関して、工期が定められておりますけれども、それを超えた場合に関しまして、どのような対応になるのでしょうか。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 工期につきましては、業者の方に責任等がない状況であれば、工期の延長を受けて、工期の見直しということになるものでございます。

○議長（菅原由和君） 他にございますでしょうか。

それでは、特にご質問等ないので、説明事項①は、以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして、説明事項②、低所得者等冬季特別対策助成事業の実施について説明いただきます。

高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 福祉部でございます。

低所得者等冬季特別対策助成事業、いわゆる福祉灯油でございますけれども、今年度の実施について、福祉課長からご説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 低所得者等冬季特別対策助成事業、福祉灯油の実施について、資料に基づきご説明いたします。

1、事業の概要でございます。

県が12月補正予算にて措置見込みとしている生活困窮者原油価格物価高騰等特別対策費補助金を財源として、家計への影響が大きい低所得者世帯に対し、冬季の採暖に必要な家庭用灯油等の購入費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的に1世帯当たり8,000円を支給するものでございます。

2、対象世帯でございます。

こちらは、昨年度と同じ基準になります。

基準日、令和6年12月1日に奥州市に住所を有し、令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯のうち、高齢者世帯、65歳以上のみで構成されている世帯、重度障がい者世帯、ひとり親世帯又は生活保護世帯が対象となります。対象世帯数約9,600世帯を見込んでおります。

3、給付額でございます。

こちらとも昨年度と同額になります。1世帯当たり8,000円になります。

県の補助基準に対して、市独自に1,000円を上乗せした金額になっております。

※印の部分ですが、県の補助基準額は、1世帯当たり7,000円ということになりまして、2分の1が県から補助されます。

4、支給方法でございます。

(1)、プッシュ方式で約9,000世帯に支給します。

昨年度及び本年度の非課税世帯等を対象として実施した物価高対策重点支援給付金等の支給の際に把握した振込口座を活用して、申請不要で支給する方法でございます。

(2)申請方式は、約600世帯になります。

市が口座情報を把握していない世帯や、課税情報を把握していない転入世帯等に申請書の提出を求めて支給する方式でございます。

5、周知方法でございますが、対象世帯へは、実際に個別に文書通知をいたします。

それから広報おうしゅう2月号へ掲載いたしますし、市のホームページ、それからぽちっと奥州、新聞掲載で周知を図りたいと考えております。

6、スケジュールですが、12月17日の議会最終日に補正予算案を追加で上程させていただきます。

1月10日ごろに通知書を発送、受付を開始ということになります。

1月31日から支給を開始、プッシュ方式の方々や申請方式の対象者への初回の振込となります。

2月28日で申請受付を終了して、3月末、3月31日で事業を終了というスケジュールになっております。

7、予算でございますが、歳出につきましては事業費としまして、9,600世帯の8,000円ということで、7,680万円、事務費としましては634万4,000円、こちらはシステム開発費用や郵送料です。

歳入といたしまして、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金といたしまして、9,600世帯の7,000円分で、2分の1補助ということで、3,360万円の歳入を見込んでおります。

8、周辺市町村の事業検討状況でございますが、沿線市町の盛岡市、花巻市、北上市、一関市、金ケ崎町の聞き取りをしております。

いずれも、7,000円の支給額で、予算は12月に予算化をする。通知については、12月下旬から1月に発送、支給開始は1月中旬から下旬にかけて支給を開始するというところでございました。

9、令和7年度以降の当事業の実施方針についてでございます。

当該事業は、県の補助事業を活用するものであることから、令和7年度以降の実施については、市独自の上乗せ加算は行わず、県の補助基準に基づき支給を実施することとし、令和4年度以降実施してきた上乗せは、今年度限りで終了することといたします。

令和3年度は、県の補助基準どおりに支給していたものでございます。

なお、これまでの経緯に鑑み、混乱を来さないよう、今年度は上乗せを継続しながら、上乗せの終了について、対象者への通知に記載するなどしながら、事前に周知を図ることといたします。

以上になります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

17番、千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 17番、千葉敦です。

最後の9番の来年度以降の方針について、1,000円の上乗せを行わないということが書いてありますけれども、その理由についてもう少し詳しくお願いします。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 上来年度以降、上乗せをしない方針の理由ということでございますが、これまでの福祉灯油の経緯についてご説明しながら、その部分についてもご説明差し上げたいと思

います。

福祉灯油につきましては、令和3年度から行われてきた事業でございまして、令和3年度につきましては、県の基準は5,000円でございます。

市の助成についても、このときは、県の基準に合わせて5,000円支給しております。

令和4年度ですけれども、県の補助単価が当初8,000円ということで示されていたために、同額単価で市としても準備を進めておりましたが、県の単価が最終的に6,000円に引き下げられたために差額が生じました。

ただ、市としましては、8,000円で事務調整、システム改修とかそちらの方を行っていた経緯もありますし、このときは国の交付金、コロナの地方創生臨時交付金の活用が見込めたことから、物価高騰の対策の一助として県の補助基準に合わせた減額をしないで8,000円ということで、上乗せをしていた経緯があります。

昨年度、令和5年度になります。県の補助単価が、令和4年度は6,000円だったんですけれども、令和5年度は7,000円に引き上げられました。

県が引き上げたにもかかわらず、市が前年度補助額を引き下げて7,000円にするという部分については市民からの同意が得られにくいと考えましたので、差額については県の交付金、こちら昨年度は物価高騰対策重点支援臨時交付金の活用が見込めたことから、前年に引き続き8,000円ということで実施したところです。

今年度、令和6年度ですけれども、県の補助単価が昨年に引き続き7,000円でございます。

助成額の引き下げについては、令和4年度と令和5年度に実施してきた上乗せ加算の経緯を踏まえて、今年度も8,000円ということで支給することといたしまして、今年度は混乱をきたさないように、緩和措置として昨年度と同額、1,000円の上乗せをするという形で今年度は考えております。

来年度以降の方針についてですけれども、市として上乗せを行わなければならない理由というか、他市に比べて灯油価格、奥州市、こちら辺が高いとか、豪雪地であるとか、そういう理由もなく、灯油価格は大体県内同じということもございますので、県の基準に合わせた事業の実施にしたいと考えているところでございます。

このことから、令和7年度以降に実施する場合は、県の基準単価どおり、市の上乗せ加算をしないで対象者へ、今年度、通知で上乗せを終了する旨を記載するなどしながら周知を図って、県の基準に合わせて行きたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○18番（廣野富男君） 今年度の上乗せ、1,000円加算する分のいわゆる財源は、では交付金ではないわけですね。それとも、やはりまた交付金になるわけですか。

○議長（菅原由和君） 福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 現在、交付金ではなく単費ということでございます。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 私の一般質問で、その国の新たな交付金が出るという、質問内容は全く別なところでしたけれども、国の交付金が今国会で、補正予算で議論されておりますけれども、その交付金が出た場合にそれを活用するっていうことを当然考えているかと思うんですが、その予定があるのかどうかをまず伺います。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 国の交付金等につきましては今後の検討材料とさせていただければと思います。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） すいません。来年度からは、県のいわゆる補助の基準に合わせて引き下げるということでありまして、来年度についてもやはり、物価高騰の状況は変わりませんので、他市の状況も含めてということでありまして、奥州市が少し上乗せしても、私は市の行政としては非常にいいことではないかなと思いますので、来年度も私は続けるべきだと思いますので、見解をお願いしますし、県内ではやはり、県が7,000円の基準であっても8,000円、奥州市以外にも

8,000円のところがありますし、1万円という突出した自治体もありますけれども、県の基準にかかわらず、やはり来年度以降も上乘せすべきではないかなと思いますので、それについて見解を伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） これまで上乘せにつきましては、国の補助金の活用が見込めたという事情もございまして、数年来継続をしてきたものでございますけれども、この事業を設計した段階で、国の情報がなかったことから、市独自の上乗せっていうのは、財源が限られている中で、それを今後とも単費という形で継続するという事はなかなか難しいのかなということで、単費については、今後長期的な実施については、考え直す必要があるのかなと考えて、いずれ単費については、今年度限りという判断をしたものでございますし、あと今、国の動向という言葉がございまして、その時々国の新たな上乘せが可能な補助金の実施があった場合については、そこはそういったものを活用して単価を上乗せするっていうのは、可能性としては残されているかと思っておりますけれども、市独自で単費を使って加算を継続するという考え方については、一旦、ここで終了したいという考えでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 22番、阿部加代子です。支給の時期について、お伺いしたいと思います。

県の方では、早い時期から福祉灯油に関しては打ち出していたのかなと思いますので、花巻市さんとか金ケ崎町さんは、通常の補正の中に入れていたということで、早く、1月中旬からの支給ができるということだと思います。

そうでなければ、なるべく早く、寒い時期に入っておりますので、早く支給するというのがいいと思いますので、そういう県の情報なんかもしっかりとお伺いしながら早めに支給できるようにしていくということにはならないのかお伺いをしたいと思います。

それから、今、国の重点地方交付金の話が出ましたけれども、その地方交付金って1兆円ですかね、推奨事業メニューもある程度国の方からも示されていると思います。

で、新たに、体育館の空調の整備とか、生活環境とか、小規模事業者に向けての補正予算案とか、さまざまメニューが出されておりますので、国の方で補正が決まりましたならば、即、支給できる、特にも、低所得世帯に關しましての支援金につきましては、早く支給できる体制を整えていただければと思いますけれども、ご所見をお伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 支給時期につきましては、今ちょっと資料でお示したとおりに進めるということでやっているところですが、少しでも早くできる部分につきましては、前倒しいたしましてなるべく早くできるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 議員ご指摘の交付金活用については、国会の動向も把握しておりますし、事前の通知も来ておるところは議場のほうでも若干お話したところでございます。今庁内で、それを踏まえて何ができるか検討しております、早ければ、これから6年度の事業をどれだけできるかっていうところも非常に、庁内調整はほしいんですけども、6年度のメニューもしっかり構築できるところで構築したいと思いますし、あるいは、その7年度当初からというふうな、例年どおりの流れの部分もあるかもしれません。ここは、意識して進めたいというふうな今調整しているところでございます。

○議長（菅原由和君） その他よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項②については、以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして、説明事項③、岩手県人事委員会勧告に伴う給与改定等について説明いただきます。
浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） 総務部でございます。

公務員の給与でございますけれども、毎年、国の人事院勧告を受けまして、岩手県の人事委員会が出す勧告、それに基づいて岩手県の給与が決まっております。

当市では、それに準じて給料を上げたり下げたりするというような手続きとなります。

今年度の勧告でございますが、現在の社会情勢の賃金上昇の流れを受けて、かなり大幅な増となるものでございましたので、内容について説明をさせていただくとともに、あとは今議会へ追加提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

詳細については、総務課長から説明をいたします。

○議長（菅原由和君） 梅田総務課長。

○総務課長（梅田光輝君） それでは、私の方から、今般の給与改定の内容につきまして、岩手県人事委員会勧告に伴う給与改定等の資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、2番の令和6年の県人事委員会の主な勧告内容及び市・県の方針をご覧いただきたいと思っております。

先ほど部長が申し上げましたとおり、当市の給与制度につきましては、これまでも岩手県の給与制度に準じて運用してございます。

今回につきましても、この方針のもと、職員労働組合と交渉いたしまして、合意が得られましたことから、県の方針に基づいて対応することとしたものでございます。

表の右から2番目の列、県の方針となっておりますが、ここが岩手県人事委員会の勧告に基づく岩手県の方針、給与改定等の内容となります。

なお、これらの内容については、正規職員のほか、会計年度任用職員にも適用となります。

まず、給料表につきましては、若年層に重点を置いた全体の引き上げが行われており、令和6年4月1日にさかのぼって適用いたします。

次に、期末勤勉手当につきましては、これまで年4.5月分であったものを0.1月分引き上げ、4.6月分とするものであり、こちらは、令和6年12月1日の適用といたします。

次に、人事院が示した人事管理上の重点課題解決のための社会と法務の変化に応じた給与制度の整備、いわゆる給与制度のアップデートと言っておりますけれども、それに対応するために、先ほど説明した給与体系の見直しのほか、各種手当の見直しをいたします。

寒冷地手当の見直しは、令和6年4月1日にさかのぼって適用し、地域手当や扶養手当等の見直しは、令和7年4月1日から適用いたします。

なお、来年4月1日からは、定年前再任用短時間勤務職員に対して、寒冷地手当等を支給いたします。

続きまして、3番の特別職の期末手当についてでございます。

市長、副市長、教育長及び市議会議員各位の期末手当につきましては、岩手県の特別職の取扱いに準じてございます。

これまで、3.4月分だったものを0.05月引き上げて、3.45月とするものであり、令和6年12月1日の適用といたします。

なお、病院事業管理者については、市の一般職の取扱いに準じておりましたので、今回は改定いたしません。

次のページに移っていただきます。

4番の主な条例改正の内容についてでございます。

まず、(1)奥州市一般職の職員の給与に関する条例についてでございます。

アとしまして給与表の改定を、イとして期末勤勉手当の支給月数の改定を行います。

ウとして、今回の期末勤勉手当の改定分を、令和6年度は12月支給分に寄せておりますので、令和7年4月以降につきましては、表のとおり、均等配分となるよう改定をいたします。

エとして、寒冷地手当の月額を11.3%引き上げる改定を行います。

オとして、扶養手当の見直しに係る改定を行います。この見直しは、資料記載のとおり、段階的

に配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を引き上げるものです。

カとして、管理職員の特別勤務手当の対象時間帯を拡大する改定を行います。

次に、(2)奥州市特別職の職員の給与に関する条例についてであります。

アとして、期末手当の支給月数の改定を、イとして、正規職員と同様に12月支給分に寄せていた増分を、表のとおり均等配分となるよう改定を行います。

次に、(3)奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例についてであります。

正規職員と同様、給与表の改定、期末勤勉手当の支給月数の改定、そして、12月支給分に寄せていた増分を均等配分となるように改定を行います。

最後に、5の改定に伴う所要額でございます。

給与表や期末勤勉手当の支給月数の改定等により、表のとおり、正規職員は2億3,600万円ほど、会計年度任用職員は1億6,000万円弱、合計3億9,650万円の人件費の増加額を見込んでいます。

これら、4と5の内容につきましては、今議会の追加提案としてご審議をお願いすることとしてございます。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） はい、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。

改定の部分については県準拠ということで、何もこの部分については申し上げることはないですが、参考までに教えていただきたいということで今、手を挙げたんですが、1ページ目の給与制度のアップデートの欄の定年前再任用短時間勤務職員というのは、これ今現在何人ぐらいいるのかということと、下の段に寒冷地手当等の支給、等ということのほかもあるのかどうかお伺いします。

2点目は、2ページ目の4番のエ、寒冷地手当11.3%、これは、もし分かればですが、結構大幅な値上げ、上がるんですが、やはり寒冷地ということで、先ほどは福祉灯油の話もありましたが、そういった寒冷地特有の冬季の暖房等に係る燃料費が高騰しているということに鑑みた措置なのかどうかお伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 梅田総務課長。

○総務課長（梅田光輝君） 1点目の定年前再任用短時間勤務職員の手当の支給対象の人数ですけれども、ちょっと数字を押さえてございませぬので、後でお知らせしたいと思いますんですが、60歳を迎えた方で、次の、今年延長を進めているところですけども、それ以上の方がフルタイムを希望されるか、短時間を希望されるかによって任用形態が変わってございます。フルタイムの方々については、支給をしていたところだったんですけども、今回、来年からは短時間勤務を希望された方についても、寒冷地手当を支給するという形になっています。

もう1つ、寒冷地手当等の支給というところで、等の部分ですが、その他の部分については、地域手当、住居手当、あとは特勤手当、特勤手当に準ずる手当という形になっています。

今想定しているものについては、住居手当は該当するかなと思っておりますので、その部分についても適用させたいと考えております。

寒冷地に値上げにつきましては、現在の燃油価格の高騰であったり、そういったものを加味されて値上げされたと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 22番、阿部加代子です。

寒冷地手当のことですが、公務員の皆様には寒冷地手当ということで手当がつくということは以前からそのとおりなんですけれども、等級もあるようなんですが、地元の企業、民間企業さんの方ではこの寒冷地手当というものがメジャーなのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（菅原由和君） 梅田総務課長。

○総務課長（梅田光輝君） すいません、その辺の部分については、リサーチをしてございませぬので、分からないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 阿部です。

お伺いするところによるとですね、寒冷地手当に関しまして、地元の企業さんで出ているところ
はあんまりないのかなというふうなこともありますので、この辺も、公務員、全国一律というこ
とを、一律といいますか、そういうふうに出せるということになっているみたいですが、この
辺、反対の意見も多い部分だと思いますので、ちょっと調べていただければいいのかなというふう
に思います。

○議長（菅原由和君） 浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） 寒冷地手当の問題も含めてですけれども、市の、公務員の手当につい
ても、県の方の、要は準拠するという流れを今まで持っておりまして、この県の方全体で捉えたその
寒冷地手当というものの扱いについて、ちょっと調査をさせていただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） ほかによろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので、③については以上といたします。

これで、説明事項が終わりました。

説明者退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

(2) 報告事項 (以下略)